

もう社会復帰施設はつくれない!?

主催：7.22 緊急集会実行委員会
(福)全国精神障害者社会復帰施設協会
(財)全国精神障害者家族会連合会
(NPO)全国精神障害者地域生活支援協議会
日本精神保健福祉士協会
きょうされん

精神障害者
社会復帰施設
整備費補助問題を考える



- 緊急集会●
(13:30~15:30)
砂防会館・別館
シェーンバッハ・サボー
- 要請行動●
(16:00~16:30)
国会・政党、厚生労働省
- アピール&報告集会●
(16:00~17:00)
厚生労働省前

精神障害者社会復帰施設の要望・採択状況

平成 15 年 6 月 27 日現在

	新規	継続	計
要望	161 件	20 件	181 件
	36 億 6300 万円	3 億 7700 万円	40 億 4000 万円
採択	35 件	20 件	55 件
	6 億 9200 万円	3 億 7700 万円	10 億 6900 万円

(厚生労働省精神保健福祉課資料)

タイムスケジュール

●緊急集会●

砂防会館・別館・シェーンバッハ・サボー

13:00 (開場・受付)

13:30 (開会) 司会／佐藤あゆみ（東京都精神障害者共同作業所連絡会）

- 主催者あいさつ 高橋一（日本精神保健福祉士協会会長）
- 経過報告 高野修次（全国精神障害者社会復帰施設協会常任理事）
- 現場からの報告 司会／荒井洋（全国精神障害者社会復帰施設協会事務局長）
藤井克徳（きょうされん常務理事）

【報告者】

- 福島県 相澤興一 氏
- 福島県 熊田芳江 氏
- 群馬県 山本美紀子 氏
- 長野県 小倉高広 氏
- 新潟県 中沢敬子 氏
- 滋賀県 福島孝一 氏
- 広島県 新谷富子 氏
- 山口県 坂井清 氏

- アピールの採択

○ 閉会あいさつ 大友勝（全国精神障害者地域生活支援協議会代表）

15:30 (閉会)

《 移動 》

●要請行動●

国会および厚生労働省

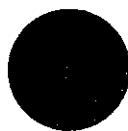
16:00 ○ 国会 代表団により、国会（衆参の厚生労働委員および政党）ならびに厚生労働省へ要望書を提出します。
16:30 ○ 厚生労働省 ※ 代表団以外の方は、厚生労働省前アピール＆報告集会へご参加ください。

●アピール＆報告集会●

厚生労働省前

16:00 厚生労働省前（日比谷公園側）において、今回の問題についてのアピールを行います。
16:30 からは、要請行動代表団と合流し、報告集会を開きます。

精神障害者社会復帰施設・整備費補助問題を考える[7.22緊急集会]資料



もくじ

タイムスケジュール.....	1
厚生労働大臣宛要望書（7月3日）	3
7月3日要望報告（きょうされん HP より）	4
不採択事業所の状況（きょうされん調査）	6
施設整備費・運営費国庫補助金内示等状況調査報告 （全国精神障害者社会復帰施設協会調査）	8
施設整備費国庫補助状況調査報告 （全国精神障害者地域生活支援協議会調査）	12
【主な新聞報道】	《1~4》
【厚生労働省資料】	
1 新障害者プラン（重点施策実施5か年計画）	《1~5》
2 精神保健福祉対策本部中間報告	《6~11》
3 厚生労働省の15年度社会復帰施設の整備についての説明および通知 ...	《12》
4 平成15年度保健衛生施設等施設整備費実施計画（内示状況）	《13~14》

(裏面) 地図

平成15年7月3日

厚生労働大臣 坂口 力 様

社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会
理事長 新保 祐元
財団法人 全国精神障害者家族会連合会
理事長 小松 正泰
N P O 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 大友 勝
日本精神保健福祉士協会
会長 高橋 一
きょうされん
理事長 立岡 晓

平成15年度精神障害者社会復帰施設
施設整備費補助金の復活に関する共同要望

貴職におかれましては、精神障害者の諸施策の充実にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。さて、昨年末以降厚生労働省においては、①社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」における、約72,000人の精神病院入院患者の退院・社会復帰促進、②重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)における、精神障害者福祉施策の充実、③心神喪失者医療観察法案審議過程における、地域社会における処遇の充実等々、精神障害者が健康で当たり前の地域生活が送れるような基本方針が多く示され、私たちも大いに期待をしていたところです。

しかしながら、6月8日付け以降の新聞報道によると、平成15年度の各自治体から出された精神障害者社会復帰施設の施設整備計画に対し、その約8割が採択からもれたとのことで、強い驚愕と戸惑いを覚えるものであり、関係者の間に不安が広がっております。

私どもといたしましては、今回の事態が速やかに解決するよう、下記の点について強く要望をいたします。

記

1. 今回不採択となった施設整備費補助金を全て救済（復活採択）してください。

以上



http://www.kyosaren.or.jp/news/2003/0703_1.htm (新着情報 7月3日)

精神障害関連5団体で厚生労働大臣宛要望書を上田障害保健福祉部長に手渡す 最終的な申請箇所数は161件、採択数は35件、21.7%の採択率に留まる！！



7月3日（木）午後3時10分から、厚生労働省5階の障害保健福祉部長室で上田茂障害保健福祉部長に「平成15年度精神障害者社会復帰施設整備費補助金の復活に関する共同要望」を提出しました。懇談の中で、社会復帰施設の財源について「社会復帰施設の予算是メニュー予算で、平成15年度は117億6千万円の確保をした。前年度までは、繰越金や補正などでやりくりしてきた。」との説明がありました。また、今回の採択状況の経過について松本義幸精神保健福祉課長より「1月の都道府県部課長会議の中で、圏域に未設置のところを優先していくと説明し、通知も出している。また、2月以降のヒヤリングの中でも説明はしたつもりであるが不十分であった。」との見解が付け加えられました。復活の見込みについては、「事実上難しい」とされました。

本年度は、新障害者基本計画・新プランや「精神保健福祉対策に関する中間報告」で精神障害者の地域生活支援を充実させていく方向性が出されました。しかし、今回の採択状況は精神障害者施策のトーダンダウなのか、来年度以降への影響についてどう考えていくのかとの質問に対して、「新障害者基本計画・新プランの目標を達成するように努力する」との回答に終始し、納得が得られるものではありませんでした。

来年度に向けて、今回不採択になったところが優先されるのかとの質問に対しては、「あくまでも圏域や地域バランスを優先したいのでそれは考えられにくい」とのことでした。

最後に、要望書に対して厚生労働省からの文書回答を求めました。これに対して上田部長からは「努力したい」旨が述べられ、松本課長からは「回答することも含めて検討したい」と返答がありました。

出席者は以下の通りです。

■厚生労働省側

上田茂（障害保健福祉部長）

松本義幸（精神保健福祉課長）

鬼澤光男（精神保健福祉課社会復帰対策指導官）、他2名

■団体側

荒井洋常任理事、高野修次制度政策委員長：（社福）全国精神障害者社会復帰施設協会

江上義盛専務理事、田所裕二事務局長補佐：（財）全国精神障害者家族会連合会

大友勝代表、田中直樹事務局長：（NPO）全国精神障害者地域生活支援協議会

高橋一会長、木太直人副会長、坪松真吾事務局長：日本精神保健福祉士協会

藤井克徳常務理事、川久保陽子事務局次長：きょうされん

要望書提出後、共同記者会見に臨む！！



厚生労働省記者会で共同記者会見に臨みました。記者側の出席者は 11 人、大友勝支援協代表より部長との懇談結果の説明を行いました。それに続いて藤井克徳きょうされん常務理事は、「平成 15 年度精神障害者社会復帰施設申請及び採択可否状況実態調査（第 1 次）」、高野全精社協制度政策委員長から、「平成 15 年度精神障害者社会復帰施設整備・運営費国庫補助金内示状況等の調査による問題点の整理」、田中直樹支援協事務局長から、「平成 15 年度新規精神障害者社会復帰施設に対する整備費補助の大幅削減について」それぞれ説明をしました。この後記者側から質問があり、特に調査結果についてのものでした。

『緊急のつどい』 7月 22 日に開催決まる！！

まずは不採択の復活を求めるごと、次年度以降への影響を押させることを目的に関係 5 団体で「緊急のつどい」を開催することになりました。東京都内を会場に 7 月 22 日（火）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分までを予定しています。

なお、会場並びに企画内容については、担当を各団体で分担し週明けに最終的に決定することにしています。

H15 年度精神障害者社会復帰施設整備費不採択事業所からの声

(2003年7月3日現在)

- 昨年から職員採用し体制を整えてきた。福祉ホームBは9月から着工に入るのでそれとの関係を調整（札幌市：地域生活支援センター）。
- 施設は病院独自でやる、運営費は来年度から受けられるようにする。（札幌市：生活訓練施設）
- 圏域に2ヶ所（授産1、小規模通所1）ある。町では力をいれ土地購入費用負担も決めていた。職員も手配していた。（岩手県：授産施設）
- 予算がないから我慢せよということか。（山形県：生活訓練施設・ショートステイ）
- 工事、整地や木材の準備を行っていた。18町村にも知らせている。大口寄付もいただき130人の会員も慕って会費も取っている。どうしていいかわからない。（福島県：地域生活支援センター）
- 退院後の訓練施設と思っていたが出来なくなった。次年度まで粘り強く要求していく。（福島県：ショートステイ）
- 3障害相互乗り入れでやっていく計画なのに機能的なデメリットが生じた。（福島県：通所授産施設）
- 7月から工事に入る予定が大幅に狂う。設計管理料を支払わなければならない。市・県の補助金が宙に浮いてしまう。厚生労働省に要望を提出する。市議会が県や市町村会に打診する。（福島県：地域生活支援センター）
- 近隣の行政の協力も得ていたし、待っている障害者や家族の失望は大きい。設計管理料の支払いが生じる。※6月23日知事あての要望書を5施設で提出。（福島県：地域生活支援センター）
- 補助金を受けずに進めるしかない。（茨城県：ショートステイ）
- 県の指導を待ちたい。（茨城県：福祉ホームB）
- 医療法人で3事業を1つの建物で運営予定していた。設計料1千万円の請求有り。国の動きを見る。（埼玉県：通所授産施設・福祉ホーム・地域生活支援センター）
- 土地国有地、自己負担分3000万円寄付。都・市の分予算化されている。設計料500万円の請求あり未払い。（東京都：授産施設）
- 事業費800万円が宙に浮いている。県が積極的に動いているので様子を見ている。全精社協にも相談している。内自己資金200万円は、5市町村で負担が決まっていた。（神奈川県：生活訓練施設・ショートステイ）
- 市が土地の所得をしてくれており、市としても困っている。一般市民へ呼びかけ募金も募っており責任を感じる。また設計料が数百万円請求されるのではないか。1年待って来年必ず採択される確約もなく見通しもたたない。非常に困っており復活で採択して欲しい。市・県也要望書を作成している。市は熱心に動いてくれており、一緒に頑張っていきたい。（新潟県：通所授産施設・地域生活支援センター）
- 情報収集、担当課長が国・県の担当課長に直接聴取をした。予算復活の依頼、市長、担当課長より県の担当課長に予算復活の依頼を行った。地元選出国会議員に予算獲得の依頼を行った。市民との約束もあり、整理回収機構からの土地、建物を所得しての設備整備事業である。また、土地と建物を分離して所得が出来ないことと、翌年へ事業を延ばすことが不可能な事業である。国・県の補助金が受けられなくなると全て一般財源となり議会への理解が得られにくい。（新潟県：地域生活支援センター（施設・設備））
- 5市で土地代負担、国の対応見る。（長野県：通所授産施設）
- 職員採用を内定している。（長野県：小規模通所授産施設）
- 市2000万円予算化、国の対応見る。※民間3ヶ所で厚生労働省に要望書提出。7／14日署名と要望書を国会議員へ提出する予定。（長野県：通所授産施設）

- 公立、行政運営で対応は具体的に無し（長野県：小規模通所授産施設）
- 創設認可が得られなかった。土地の確保のための買収補助ついていたが、なくなった。法人格を手付金300万地主さんや設計士へ払えない。32名の方が通所、3市2町予算が白紙に戻り、負債を抱える。どうしようもない。4つ目の土地※17日近畿圏で集まり、要望書を提出（滋賀県：通所授産施設）
- もちろん設計やもろもろの準備はすすめていた。職員採用をパートに切り替え、見通しが見えない、国にきちんとした説明をしてほしい。（滋賀県：通所授産施設・地域生活支援センター）
- 土地所得が駄目、設計会社との信頼関係がなくなる。人も新採用したが現在混乱中。県を通じて抗議している。予算化した県としても困惑している。厚生省に責任を（滋賀県：地域生活支援センター）
- 町単独の予算1000万補助がついているので、借り入れを増やし運営する。府800万については確保さらに上乗せ。（京都府：小規模通所授産施設）
- 設計をおねがいしていた。学校の跡地。地域交流スペースに使いたかった人たちの思い入れが深い。土地は町のもの建物は本来なら8月工事スタート2月完成。府補正規模を縮小して運営2月までずれ込む。（京都府：小規模通所授産施設（増改築））
- 住民に説明し設計や地質調査をおこない、職員も福祉ホーム、支援センターで2名採用。様子をみながら日精協とも連携を取り何らかの措置を考えてゆく。（大阪府：福祉ホーム・生活訓練施設・地域生活支援センター）
- 工事もそろそろはじめようという時期、ある程度設計も出来上がっていた。部屋を広くする程度の改修だが、物理的な損失2000万の予算をカット。雨漏り等の工事が待てないものに関しては300万の施設持ち出し。2月補正陳情します。（大阪府：小規模通所授産施設の改修費）
- 運営補助は保留。施設整備が不採択。家族会からスタートしたが運営できなくなり、県単8町エリアの行政が補助金を出し運営。14年度の予算で国所有の土地建物を買い入れ15年度改修予定だったが不採択となる。町・県の予算を流すことが出来なくなった。設計委託料を払えない、当事者ががっかり落ち込む。兵庫2月補正陳情します。（兵庫県：小規模通所授産施設）
- 設計にかかった費用払えない。（兵庫県：通所授産施設（改築））
- 地域で期待され、施設が出来上がるのを待っている人がたくさんいた。平面図や作業内容も決まり、職員（授産の専門家）も採用。来年に向けて申請の準備。（兵庫県：通所授産施設）
- 内示もでないうちから土地等を所得したのだから施設のミスなので不利益と感じない、仕方ない。患者さんにとっては、不利益だろう。（兵庫県：地域生活支援センター・福祉ホーム）
- かなりの予算をかけて、旧館を取り壊し新地し、人（精神保健福祉士）も配置しました。設計かなりすんでいたが残念です。（兵庫県：地域生活支援センター・福祉ホーム）
- 設計費・造成700万補助金が持ち出し、法人化を見越しての人材体制を組んでいる・今年で会計がパンク。関係者の橋本市の気持ちを無駄にすることになる。（和歌山県：通所授産施設）
- 契約設計士との関係、地主への釈明、後援会・市民へ釈明しなければならない。和歌山市の予算（独自補助）流れるか、新たな職員体制が不履行。1年待ったら出来るのか法人スタートが出来ない。（和歌山県：小規模通所授産施設）
- 内示が降りない可能性も考えていたので、実害はない。今年度は県のヒアリングがなかったので、県の選考はどうするのか不思議に思っていた。今回の不採択の多さは、国の精神障害者施策と矛盾する、どうしてこうなったのか知りたい。（長崎県：ショートステイ・地域生活支援センター）
- 町の他の部署との話し合いをしながら進めた。内示が出てからでないと動けないので実害はない。不採択は残念であった。（長崎県：地域生活支援センター）
- 市も一緒に土地探しをして、設備計画予算も立てていた。不採択となって、ショックが大きく体調を崩してしまった。（長崎県：地域生活支援センター）
- 特別問題ない（長崎県：福祉ホームB）

「平成15年度 精神障害者社会復帰施設整備・ 運営費国庫補助金内示等状況調査に関する報告書」（概要）

I はじめに

精神障害者社会復帰施設は障害者プランで数値目標が掲げられ、精神保健福祉対策にかかる重点対策として位置づけられている施設である。従来はこうした観点も含め、施設整備に関する国庫補助はすべて内示されてきたところである。

したがって平成15年度の施設整備費についても、都道府県が認めた分について国庫補助がなされることはないと考えていたのだが、残念ながらその補助率は2割程度（申請数161のうち、国庫保持の内示数は35箇所）にとどまってしまった。こうした状況は都道府県が施設整備を進捗するうえで大きな障害となることから、その実態を把握し、精神障害者の社会復帰・社会参加への努力を怠らないための方策を考える必要が生じた。

そこで施設整備にかかる今回の国の対応に関する意見も含め、すべての都道府県及び政令指定都市、計60地方自治体に対して緊急の調査を行った。回答は1県を除くすべて（回答率98.3%）から得られた。

本概要書は都道府県の申請件数と、それに対応する国の内示件数、及び今後の問題点や今一番困っていることについての生の声などを抜粋したものである。なお集計値は6月26日時点でありそれ以降判明した部分はその時点の表示としている。

II 施設整備申請及び内示状況等に関する調査概要

1. 平成15年度施設整備申請件数

- 1)集計結果：160件の申請が行われた。
※無回答1県分を含むと、161件となる。

2. 施設整備国庫補助採択件数

- 1)集計結果：44件
- 2)厚生労働省説明：35件
※集計結果は、継続分（5件）及び短期入所事業（4件）を含むものであることがわかる。
※無回答一県については、不採択である。

3. 新規施設整備申請

- 1)新規施設整備申請を行った自治体数：50自治体（83.3%）
- 2)申請を行わなかった自治体数：10自治体（16.6%）
- 3)申請は行ったが0回等であった自治体数：27自治体（不採択率：54%）
※1・3)には、無回答1県を含む。

4. 施設種別による新規施設申請数と採択件数

	集計申請数	集計採択数	厚労省発表数
生活訓練施設	19	6	7
授産施設	29	8	3
支援センター	49	12	7
福祉ホーム	36	10	7
福祉工場	0	0	0
小規模通所	23	6	3
	156	42	27

- * 福井県は内示があったが施設種別の回答を保留、横浜市は採択数2件となっているが内1件分の表示がない。
- * 申請数には短期入所事業分と鹿児島県分は含まない
- * 集計採択数42件の内、16件は継続・短期入所事業分であることがわかる。

※厚生労働省の公表数35件の内、8件分は短期入所介護等施設及び地域交流スペースを含むものであり、短期入所介護等施設が単独設置(既設の生活訓練施設等への併設)とすると、実態としての法内施設の新規採択数は27件となる。

5. 施設整備に係る予算措置

- 1)すでに予算措置をとっていた自治体数:49自治体(全数の81. 6%)
- 2)0採択、不採択のあったところで予算措置をとっていた自治体:37自治体
(全数の61. 6%)

※無回答2県は含まない。

6. 障害保健福祉圏域数

- 1)391か所
 - 2)空白圏域数:78か所(19. 9%)
- ※鹿児島県は無回答であるため、総数ではない。

7. 当該障害保健福祉圏域に同一種別施設がなかったが不採択となった自治体

- 1)その数は24自治体
- 2)その件数は、49件

8. 年度途中での施設整備希望有無

- 1)希望している自治体:24自治体(申請自治体数に対して48%)
- 2)予算措置問題に関してその時期によるなどの条件つき自治体:14自治体
- 3)条件付を含み:38自治体(申請自治体数に対して76%)

9. 不採択を受けての自治体の対応(複数回答)

- 1)国庫補助が得られないため対象としない、もしくはできない:22件
- 2)各自治体分(1/4)の補助のみ対象として実施する : 0件
- 3)国庫補助分を自治体でまかない実施する : 0件
- 4)設置主体に全額負担してもらい実施する、もしくはしたい : 2件
- 5)その他
検討中:7件、調整中:1件、未定:10件、次年度要望:1件
検討中:2件

*未定には、内示がないため未定とするが1件あった。

10. 来年度(平成16年度)施設整備要望

- 1)あると回答した自治体数:41自治体(68. 3%)
- 2)その件数 : 81件
- 3)ないと回答した自治体数:12自治体

11. 今回の内示についての不満

- 1)あると回答した自治体数:37自治体(61. 6%)
- 2)ないと回答した自治体数: 5自治体
- 3)ないと回答した5自治体の内、2自治体は不採択があり、2自治体は申請が0件、1自治体は全採択であった。

12. 今回の内示を受けての今後の課題・問題(複数回答)

- 1)予算問題 : 34件
 - 2)設置数の検討を含めた問題 : 19件
 - 3)設置種別の検討を含めた問題 : 16件
 - 4)障害者計画との問題 : 40件
 - 5)設置優先順位の問題 : 29件
 - 6)その他 : 4件
- 国の施設整備情報が不足している1件、退院促進の問題1件、運営費について、

施設整備にリンクすることを国が示唆していること1件、国の動向の不透明さ1件

1 3. 今一番困っていること(自由回答)一部抜粋

- 1) •障害者プランの達成が危ぶまれること。(N県)
•施設建設に大きな期待を持っている障害者や家族の皆様の落胆が大きいこと。(N県)
- 2) •計画的な設置ができない。(A県)
•設置要望法人等に対する指導ができない。(A県)
•計画的な施設設備が出来ず、社会復帰対策が遅れてしまう。(I県)
- 3) •精神障害者をサポートしようという市町村や団体の機運の高まり対し、冷や水を浴びせるようなことになり、緒についてきた精神保健福祉施策が衰退してしまう恐れがあること。(G県)
•今までの障害者プランに基づく施設整備の方向性が失われ、新たな方向性が見えないこと。(W県)
- 4) •施設整備予定の団体はすでに準備にとりかかっており、損失金が発生している。来年度の見込みも立たない。(F県)
- 5) •既に職員の採用内定。周辺市町村や地域を含む運営委員会を開催。開設に向かって準備を進めていた。今回採択されなかつたため、今後どうすれば良いのか困っている。(K県)

1 4. 平成16年度以降において各自治体が整備を計画している数

生活訓練施設	208	※回答の中に他障害との累計人数別表示があった所については、
授産施設	308	集計上数に含まないこととした。
支援センター	424	また、8自治体が無回答であるため実数は多くなる。
福祉ホーム(A・B型)	227	※自治体の中では、障害基本計画の見直しを行っているところもあるため、実数ははるかに多く2,000前後と思われる。
福祉工場	22	
小規模授産施設	158	
計	1,347	

1 5. 採択・不採択自治体と他の自治体との比較

- 1)4自治体においては、申請全てが採択となった。(新規・継続の別は不明)
- 2)1)の内3自治体は、複数申請・複数採択となった。
- 3)平成14年度末までに整備されている施設数は、1,132ヶ所であり、1自治体当たり18.8ヶ所となる。
(人口比・障害保健福祉圏域は考慮しないとする)
- 4)全採択となった4自治体の前年度までの施設数は、それぞれ11、19、21、16施設が整備されていた。
- 5)全採択となった4自治体の内、3自治体では設置される障害保健福祉圏域にすでに同一種別施設があり、その件数は4件であった。

III 調査結果に関するまとめと提言

1. まとめと提言

平成15年度における精神障害者社会復帰施設整備費・運営費国庫補助金などの調査によって、今後の精神障害者施策の幾つかの問題点・課題が明らかとなった。

まず、今回の件により多くの精神障害者社会復帰施設が今後も含めて設置を断念せざるを得ない事態となったこと、このことは地域福祉の根幹を成す基盤整備が進まないということだけではなく、その地域における障害者理解そのものを停滞させることになってしまったことが重大である。

厚生労働省は、障害者基本計画・重点施策実施5ヶ年計画に基づいて十分な予算措置(平成15年度概算要求では290箇所の施設整備を予定)を要求したであろうにも係わらず、「予算減額となった。繰越金がなかった。」では、この計画を策定したことの意味は何であったのかということとなるだけではなく、障害者基本計画は担保されない有名無実のものであることになる。

障害者基本計画は、基本方針を示すものであり、その責務と義務を国家が負うことを表すことであることは、あえて議論する余地のないことであり、今回の問題だけとして看過することはできない。

今後各地域(地方自治体)で本年度予措置をとっていた所は、補正で減額措置となり、来年度以降の施設整備を計画的に行えないという結果となってしまった。これを今までや計画に基づく整備をしようと

すると何年もかかることとなる。

また、厚生労働省は、地方自治体との協議の中で空白障害保健福祉圏域を優先し、その設置種別に留意することとしたというが、実態としてそのようになっていないことが明らかとなった。

このような事柄に対して、国は説明責任を持つだけではなく、今後の基本的取り方を明確に示してこそ、その責務を負うと考える。

2. 採択状況と都道府県の整備目標

1. 施設新規要望採択状況と都道府県が必要としている施設数

表1に示されるように、施設整備要望件数のうち、僅か35件・2割程度しか国庫補助が採択されなかつた。にも関わらず、都道府県は今後1,347の施設整備(表2)を目指している。障害者プランに基づいて、都道府県が取組もうとしている整備目標に対し、国はその実現をはかる為の方策を明らかにする必要がある。

3. 調査に基づく現況と課題

表1

◆2003年度社会復帰施設の新規の要望・採択数

種類	要望	採択
精神障害者生活訓練施設	15	7
同・短期入所生活介護等施設	18	6
同・福祉ホーム	5	1
同・福祉ホームB型	29	6
同・通所授産施設	22	3
同・小規模授産施設	20	3
同・地域生活支援センター	43	7
地域交流スペース	9	2
計	161	35

(参考)2002年度の新規の採択数は152件

1. 各自治体が整備必要数(判明分だけ)としている1,347箇所を今後4年間で整備しようとすると、毎年336箇所を整備しなければならない。
2. 今年度申請を行った自治体数は50、不採択が27であったが、来年度以降申請を見合わせるか、申請数を減らすと考えている自治体が増えることが懸念される。
3. 障害保健福祉圏域調査は充分ではなかったが、1圏域の適正配置の見直しにより、施設設備数が現状より後退する懸念があること。
4. 今回不採択となった施設(126箇所)が来年度の積み残しとして採択されるかどうかが明確でなく、本年度中の処理ができなければ、積み残しとならないことが明らかとなった。
5. 126カ所が不採択となったことにより、本年度において2,500人以上(定員20人とする単純計算)が施設利用できなくなったこと。

また、今後も設置が困難となると何万人もの利用ができなくなることとなる。

表2

◆2004年度以降、整備が必要な施設数

精神障害者生活訓練施設	208
精神障害者授産施設	308
精神障害者地域生活支援センター	424
精神障害者福祉ホーム	227
精神障害者福祉工場	22
精神障害者小規模授産施設	158
合計	1,347

*都道府県・政令市のうち、51自治体の回答をもとに作成

以上

平成15年度における精神障害者社会復帰施設の施設整備計画数および国内示数

7月2日現在(回答数59自治体／47都道府県・13政令指定都市中)

区分	平成14 年度末 現在数	総数			(内、継続分)			(内、新規分)		
		計画数	内示数	採択率	計画数	内示数	採択率	計画数	内示数	採択率
総数	1,419	190	48	25.3%	21	21	100.0%	169	25	14.8%
生活訓練施設 (援護寮)	262	16	7	43.8%	2	2	100.0%	14	4	28.6%
福祉ホーム (従来型)	132	7	1	14.3%	1	1	100.0%	6	0	0.0%
福祉ホーム (B型)	62	33	10	30.3%	4	4	100.0%	29	6	20.7%
授産施設 (入所)	29	1	0	0.0%	0	0	-	1	0	0.0%
授産施設 (通所)	235	30	8	26.7%	7	7	100.0%	23	1	4.3%
小規模通所 授産施設	159	32	4	12.5%	1	1	100.0%	31	3	9.7%
福祉工場	16	0	0	-	0	0	-	0	0	-
短期入所生活 介護等施設	120	17	5	29.4%	2	2	100.0%	15	2	13.3%
地域生活支援 センター	386	48	12	25.0%	4	4	100.0%	44	8	18.2%
地域交流 スペース	18	6	1	16.7%	0	0	-	6	1	16.7%

* 鹿児島県の計画数および内示数の内訳(継続分・新規分)が不明なため、①計画数には鹿児島県の数が含まれていません。②内示数の総数と内訳(継続分・新規分)の合計が合わない欄があります。

平成15年度における精神障害者社会復帰施設の施設整備計画数および国内示数

《15年度新規要望／都道府県・政令指定都市別（7月2日現在）》その1

	総数				精神障害者生活訓練施設(援護寮)				精神障害者福祉ホーム(従来型)			
	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率
北海道	37	6	0	0.0%	7	1	0	0.0%	2	0	0	-
札幌市	7	3	1	33.3%	2	1	0	0.0%	1	0	0	-
青森県	38	1	0	0.0%	8	0	0	-	3	0	0	-
宮城県	6	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
仙台市	13	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
岩手県	23	2	1	50.0%	4	0	0	-	1	0	0	-
秋田県	25	0	0	-	7	0	0	-	4	0	0	-
山形県	7	2	1	50.0%	2	0	0	-	0	0	0	-
福島県	19	5	0	0.0%	3	0	0	-	3	0	0	-
茨城県	27	5	0	0.0%	7	1	0	0.0%	2	0	0	-
栃木県	41	5	0	0.0%	9	0	0	-	8	1	0	0.0%
群馬県	30	4	0	0.0%	6	0	0	-	2	0	0	-
埼玉県	33	3	0	0.0%	11	0	0	-	2	0	0	-
さいたま市	8	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
千葉県	27	0	0	-	6	0	0	-	3	0	0	-
千葉市	0	3	1	33.3%	0	1	1	100.0%	0	0	0	-
東京都	126	1	0	0.0%	10	0	0	-	13	0	0	-
神奈川県	19	1	0	0.0%	4	0	0	-	2	0	0	-
横浜市	9	2	2	100.0%	2	1	1	100.0%	0	0	0	-
川崎市	3	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
新潟県	53	4	0	0.0%	10	0	0	-	6	0	0	-
富山県	27	2	0	0.0%	2	0	0	-	1	1	0	0.0%
石川県	25	2	1	50.0%	3	0	0	-	4	0	0	-
福井県	17	1	0	0.0%	0	1	0	0.0%	1	0	0	-
山梨県	18	6	0	0.0%	2	0	0	-	0	0	0	-
長野県	34	5	0	0.0%	9	0	0	-	3	0	0	-
岐阜県	22	1	0	0.0%	6	0	0	-	2	0	0	-
静岡県	44	2	0	0.0%	6	0	0	-	2	0	0	-
愛知県	28	0	0	-	5	0	0	-	1	0	0	-
名古屋市	8	0	0	-	2	0	0	-	0	0	0	-
三重県	22	5	5	100.0%	4	1	1	100.0%	2	0	0	-
滋賀県	17	5	0	0.0%	3	0	0	-	1	0	0	-
京都府	13	2	0	0.0%	1	0	0	-	0	0	0	-
京都市	9	5	1	20.0%	0	1	0	0.0%	3	1	0	0.0%
大阪府	64	5	1	20.0%	13	1	0	0.0%	4	0	0	-
大阪市	24	16	0	0.0%	2	0	0	-	1	0	0	-
兵庫県	30	8	0	0.0%	7	0	0	-	5	0	0	-
神戸市	17	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
奈良県	30	0	0	-	3	0	0	-	0	0	0	-
和歌山县	13	2	0	0.0%	2	0	0	-	0	0	0	-
鳥取県	12	5	0	0.0%	2	1	0	0.0%	1	1	0	0.0%
島根県	27	3	3	100.0%	3	0	0	-	5	0	0	-
岡山県	24	1	0	0.0%	3	0	0	-	6	0	0	-
広島県	41	6	0	0.0%	6	1	0	0.0%	3	1	0	0.0%
広島市	9	0	0	-	3	0	0	-	0	0	0	-
山口県	28	7	1	14.3%	7	0	0	-	4	0	0	-
徳島県	18	5	0	0.0%	8	1	0	0.0%	0	1	0	0.0%
香川県	15	0	0	-	5	0	0	-	1	0	0	-
愛媛県	11	0	0	-	4	0	0	-	1	0	0	-
高知県	8	4	0	0.0%	2	1	0	0.0%	0	0	0	-
福岡県	31	4	0	0.0%	9	0	0	-	1	0	0	-
福岡市	2	1	0	0.0%	2	0	0	-	0	0	0	-
北九州市	11	0	0	-	0	0	0	-	4	0	0	-
佐賀県	5	5	4	80.0%	1	1	1	100.0%	1	0	0	-
長崎県	36	5	0	0.0%	8	0	0	-	4	0	0	-
熊本県	20	1	0	0.0%	3	0	0	-	2	0	0	-
大分県	29	4	1	25.0%	6	0	0	-	4	0	0	-
宮崎県	16	2	2	100.0%	4	0	0	-	2	0	0	-
鹿児島県	35	NA	NA	-	6	NA	NA	-	7	NA	NA	-
沖縄県	28	2	0	0.0%	7	0	0	-	4	0	0	-
計	1,419	169	25	14.8%	262	14	4	28.6%	132	6	0	0.0%

平成 15 年度における精神障害者社会復帰施設の施設整備計画数および国内示数
 《15 年度新規要望／都道府県・政令指定都市別（7 月 2 日現在）》その 2

	精神障害者福祉ホーム(B 型)				精神障害者授産施設(入所)				精神障害者授産施設(通所)			
	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率
北海道	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	10	1	0	0.0%
札幌市	0	1	1	100.0%	0	0	0	-	1	0	0	-
青森県	2	1	0	0.0%	2	0	0	-	5	0	0	-
宮城県	0	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
仙台市	0	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
岩手県	1	0	0	-	0	0	0	-	6	1	0	0.0%
秋田県	1	0	0	-	1	0	0	-	3	0	0	-
山形県	0	1	1	100.0%	0	0	0	-	1	0	0	-
福島県	1	0	0	-	0	0	0	-	3	1	0	0.0%
茨城県	2	1	0	0.0%	1	0	0	-	5	1	0	0.0%
栃木県	1	2	0	0.0%	2	0	0	-	2	0	0	-
群馬県	4	1	0	0.0%	0	0	0	-	3	2	0	0.0%
埼玉県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	4	1	0	0.0%
さいたま市	0	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
千葉県	1	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
千葉市	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
東京都	0	0	0	-	0	0	0	-	22	1	0	0.0%
神奈川県	1	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
横浜市	0	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
川崎市	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
新潟県	4	1	0	0.0%	1	0	0	-	15	1	0	0.0%
富山県	3	0	0	-	1	0	0	-	7	0	0	-
石川県	4	1	1	100.0%	1	0	0	-	2	0	0	-
福井県	0	0	0	-	0	0	0	-	7	0	0	-
山梨県	0	1	0	0.0%	0	0	0	-	4	1	0	0.0%
長野県	1	0	0	-	1	0	0	-	10	2	0	0.0%
岐阜県	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
静岡県	3	0	0	-	0	0	0	-	9	1	0	0.0%
愛知県	1	0	0	-	0	0	0	-	5	0	0	-
名古屋市	1	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
三重県	4	1	1	100.0%	0	0	0	-	5	1	1	100.0%
滋賀県	0	0	0	-	0	0	0	-	5	2	0	0.0%
京都府	1	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
京都市	0	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
大阪府	2	1	0	0.0%	0	0	0	-	4	0	0	-
大阪市	0	1	0	0.0%	0	0	0	-	1	1	0	0.0%
兵庫県	1	3	0	0.0%	0	0	0	-	3	2	0	0.0%
神戸市	0	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
奈良県	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
和歌山県	0	0	0	-	0	0	0	-	3	1	0	0.0%
鳥取県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	2	0	0	-
島根県	0	0	0	-	1	0	0	-	4	0	0	-
岡山県	2	0	0	-	2	0	0	-	2	0	0	-
広島県	4	1	0	0.0%	0	0	0	-	8	1	0	0.0%
広島市	1	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
山口県	3	2	0	0.0%	1	1	0	0.0%	3	1	0	0.0%
徳島県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0	0.0%
香川県	0	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
愛媛県	1	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
高知県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	1	0	0	-
福岡県	2	2	0	0.0%	4	0	0	-	7	0	0	-
福岡市	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
北九州市	1	0	0	-	0	0	0	-	4	0	0	-
佐賀県	0	2	1	50.0%	0	0	0	-	1	0	0	-
長崎県	3	1	0	0.0%	2	0	0	-	8	0	0	-
熊本県	2	0	0	-	0	0	0	-	5	0	0	-
大分県	0	1	1	100.0%	1	0	0	-	7	0	0	-
宮崎県	0	0	0	-	1	0	0	-	2	0	0	-
鹿児島県	0	NA	NA	-	1	NA	NA	-	5	NA	NA	-
沖縄県	0	0	0	-	6	0	0	-	2	0	0	-
計	62	29	6	20.7%	29	1	0	0.0%	235	23	1	4.3%

平成 15 年度における精神障害者社会復帰施設の施設整備計画数および国の内示数

《15 年度新規要望／都道府県・政令指定都市別（7月 2 日現在）》その 3

	精神障害者小規模通所授産施設				精神障害者福祉工場				精神障害者短期入所生活介護等施設			
	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率
北海道	2	1	0	0.0%	0	0	0	-	6	1	0	0.0%
札幌市	2	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
青森県	2	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
宮城県	1	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
仙台市	6	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
岩手県	0	1	1	100.0%	0	0	0	-	3	0	0	-
秋田県	0	0	0	-	0	0	0	-	5	0	0	-
山形県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0	0.0%
福島県	3	0	0	-	0	0	0	-	2	1	0	0.0%
茨城県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
栃木県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	10	0	0	-
群馬県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	5	0	0	-
埼玉県	2	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
さいたま市	0	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
千葉県	2	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
千葉市	0	1	0	0.0%	0	0	0	-	0	0	0	-
東京都	41	0	0	-	0	0	0	-	8	0	0	-
神奈川県	4	0	0	-	0	0	0	-	1	1	0	0.0%
横浜市	0	0	0	-	0	0	0	-	1	1	1	100.0%
川崎市	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
新潟県	2	0	0	-	0	0	0	-	4	0	0	-
富山県	4	0	0	-	1	0	0	-	2	0	0	-
石川県	2	1	0	0.0%	1	0	0	-	1	0	0	-
福井県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
山梨県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
長野県	4	3	0	0.0%	0	0	0	-	0	0	0	-
岐阜県	0	0	0	-	1	0	0	-	3	0	0	-
静岡県	3	0	0	-	0	0	0	-	6	0	0	-
愛知県	6	0	0	-	0	0	0	-	4	0	0	-
名古屋市	0	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
三重県	2	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
滋賀県	1	0	0	-	0	0	0	-	2	0	0	-
京都府	3	2	0	0.0%	0	0	0	-	1	0	0	-
京都市	1	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0	0.0%
大阪府	16	1	0	0.0%	1	0	0	-	8	1	0	0.0%
大阪市	12	12	0	0.0%	0	0	0	-	2	0	0	-
兵庫県	4	0	0	-	0	0	0	-	6	0	0	-
神戸市	6	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
奈良県	11	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
和歌山县	3	1	0	0.0%	1	0	0	-	0	0	0	-
鳥取県	1	0	0	-	0	0	0	-	2	1	0	0.0%
島根県	1	2	2	100.0%	2	0	0	-	3	0	0	-
岡山県	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
広島県	4	1	0	0.0%	1	0	0	-	4	1	0	0.0%
広島市	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
山口県	1	0	0	-	1	0	0	-	2	1	0	0.0%
徳島県	0	0	0	-	0	0	0	-	4	1	0	0.0%
香川県	1	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
愛媛県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
高知県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-	0	0	0	-
福岡県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
福岡市	0	1	0	0.0%	0	0	0	-	0	0	0	-
北九州市	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
佐賀県	0	0	0	-	1	0	0	-	0	1	1	100.0%
長崎県	0	0	0	-	1	0	0	-	5	1	0	0.0%
熊本県	1	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	-
大分県	0	1	0	0.0%	1	0	0	-	3	0	0	-
宮崎県	1	0	0	-	0	0	0	-	3	0	0	-
鹿児島県	1	NA	NA	-	1	NA	NA	-	3	NA	NA	-
沖縄県	0	0	0	-	0	0	0	-	0	2	0	0.0%
計	159	31	3	9.7%	16	0	0	-	120	15	2	13.3%

平成 15 年度における精神障害者社会復帰施設の施設整備計画数および国の内示数
 《15年度新規要望／都道府県・政令指定都市別（7月2日現在）》その4

	精神障害者地域生活支援センター				地域交流スペース			
	現在数	計画数	内示数	採択率	現在数	計画数	内示数	採択率
北海道	9	1	0	0.0%	0	0	0	-
札幌市	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
青森県	15	0	0	-	0	0	0	-
宮城県	1	0	0	-	0	0	0	-
仙台市	3	0	0	-	0	0	0	-
岩手県	8	0	0	-	0	0	0	-
秋田県	4	0	0	-	0	0	0	-
山形県	4	0	0	-	0	0	0	-
福島県	4	3	0	0.0%	0	0	0	-
茨城県	10	2	0	0.0%	0	0	0	-
栃木県	8	1	0	0.0%	0	0	0	-
群馬県	9	0	0	-	0	0	0	-
埼玉県	13	1	0	0.0%	0	0	0	-
さいたま市	4	0	0	-	0	0	0	-
千葉県	9	0	0	-	0	0	0	-
千葉市	0	1	0	0.0%	0	0	0	-
東京都	32	0	0	-	0	0	0	-
神奈川県	6	0	0	-	0	0	0	-
横浜市	4	0	0	-	0	0	0	-
川崎市	1	0	0	-	0	0	0	-
新潟県	11	2	0	0.0%	0	0	0	-
富山県	6	1	0	0.0%	0	0	0	-
石川県	7	0	0	-	0	0	0	-
福井県	7	0	0	-	2	0	0	-
山梨県	3	1	0	0.0%	9	3	0	0.0%
長野県	6	0	0	-	0	0	0	-
岐阜県	9	1	0	0.0%	0	0	0	-
静岡県	15	1	0	0.0%	0	0	0	-
愛知県	6	0	0	-	0	0	0	-
名古屋市	1	0	0	-	0	0	0	-
三重県	5	2	2	100.0%	0	0	0	-
滋賀県	5	2	0	0.0%	0	1	0	0.0%
京都府	4	0	0	-	0	0	0	-
京都市	3	2	1	50.0%	0	0	0	-
大阪府	16	1	1	100.0%	0	0	0	-
大阪市	6	2	0	0.0%	0	0	0	-
兵庫県	4	3	0	0.0%	0	0	0	-
神戸市	6	0	0	-	0	0	0	-
奈良県	6	0	0	-	6	0	0	-
和歌山县	4	0	0	-	0	0	0	-
鳥取県	3	0	0	-	0	1	0	0.0%
島根県	8	1	1	100.0%	0	0	0	-
岡山県	8	1	0	0.0%	0	0	0	-
広島県	11	0	0	-	0	0	0	-
広島市	4	0	0	-	0	0	0	-
山口県	6	2	1	50.0%	0	0	0	-
徳島県	6	1	0	0.0%	0	0	0	-
香川県	6	0	0	-	0	0	0	-
愛媛県	5	0	0	-	0	0	0	-
高知県	3	1	0	0.0%	0	0	0	-
福岡県	8	2	0	0.0%	0	0	0	-
福岡市	0	0	0	-	0	0	0	-
北九州市	2	0	0	-	0	0	0	-
佐賀県	1	0	0	-	0	1	1	100.0%
長崎県	5	3	0	0.0%	0	0	0	-
熊本県	6	1	0	0.0%	0	0	0	-
大分県	6	2	0	0.0%	1	0	0	-
宮崎県	3	2	2	100.0%	0	0	0	-
鹿児島県	11	NA	NA	-	0	NA	NA	-
沖縄県	9	0	0	-	0	0	0	-
計	386	44	8	18.2%	18	6	1	16.7%

精神障害者の社会復帰施設

輔助全要卷之二 判

厚勞省
「財政難」

毎日新聞／2003年6月8日

精神障害者の社会復帰施設

補助金認定、25%だけ

に、異例の事態だ。
年間で社会的入院患者
万2千人の「社会復帰」と
の厚労省の目標が、まだ
しからつあくまじにな
る。
厚労省がもとより、この
補助金制度は生活訓練施
設や地域生活支援センター
などを社会復原施設とい
うと精神疾患の施設利用のり
社会復帰の仕組みだ。
自治体からなる年次
社会復帰実績の新規整
分として補助金申請が
48件、計約3億7千
0万円分あった。し
し、厚労省が認めたの
35件（予定も含む）
6億9200万円。野
東京など計23都道府

補助金「全額復活を」

精神障害者吉施復補助金「全額復活を」

は一世も譲らぬがゆかり
た。 かくはおのづからいた。

被扶養者3名年収被扶養者	02年度は新規出資額
被扶養者約25歳8ヶ月被扶養者	02年度は新規出資額
正予算分を含む総計25万	既存被扶養者一括
正予算分を含む総計25万	01年度は既存被扶養者
正予算分を含む総計25万	既存被扶養者一括

補助金「外振り」8割 申請の血治体大弱り

新潟市は、社会復帰施設の運営にかかる費用を補助する制度を2002年（平成14年）から実施。今年度は、市内に登録された施設11件のうち、10件が不採択となってしまった。同施設の監修役は、「厚生省の財政難で不採択になってしまった」と述べた。

新潟市は、社会復帰施設の運営にかかる費用を補助する制度を2002年（平成14年）から実施。今年度は、市内に登録された施設11件のうち、10件が不採択となってしまった。同施設の監修役は、「厚生省の財政難で不採択になってしまった」と述べた。この結果、申請の血治体が大弱りとなり、申請率は前年度比で約8割減となった。厚生省によると、申請率が8割未満になると、申請者に対する説明が行き届かないなど、申請率が下がる傾向がある。一方で、申請率が高くなると、申請者が増加する傾向がある。

</div

精神障礙者設施

整備費約8割カット

東洋銀行の支店は、その本店銀團の施設開拓の手始めに、最初に大正元年に開設された。東洋銀行の本店は、明治三十一年に開設された。東洋銀行の本店は、明治三十一年に開設された。

不たつた35件

自治体は
161件計画

関係団体全額復活求める要望書

卷之三

◆
精同同同同

に比べて約十倍以上あり、骨髄細胞から由来された

度社會種子者生所入所一社一社一所授產

「復帰生活訓練施設」の開設は、昭和三〇年九月一日に、東京府立精神疾患療育院の施設として、東京都文京区大塚二丁目に開設された。この施設は、精神疾患の患者に対する社会復帰を目的とした訓練施設である。

金の貯蓄をため
施設の類
施設等
セ

要望書 新規の 施設

卷之四

・探査
望 球

◆2004年度以降、整備が必要な施設数

精神障害者生活訓練施設	208
精神障害者授産施設	308
精神障害者地域生活支援センター	424
精神障害者福祉ホーム	227
精神障害者福祉工場	22
精神障害者小規模授産施設	158
合 計	1,347

*全国精神障害者社会復帰施設協会調べ。単位：件

*都道府県：政令市のうち、51自治体の回答をもとに作成

◆2003年度社会復帰施設の新規の要望・採択数			
種類	要望	採択	
精神障害者生活訓練施設	15	7	
同・短期入所生活介護等施設	18	6	
同・福祉ホーム	5	1	
同・福祉ホームB型	29	6	
同・通所授産施設	22	3	
同・小規模授産施設	20	3	
同・地域生活支援センター	43	7	
地域交流スペース	9	2	
計	161	35	

*厚生労働省資料から(6月27日現在)。単位:件
(参考)2002年度の新規の抵拒数は152件。

福音新聞／2003年7月21日

重点施策実施5か年計画

平成14年12月24日
障害者施策推進本部決定

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 活動し参加する力の向上のための施策

（1） 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション

- ・ 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
- ・ 周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
- ・ 生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
- ・ 糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
- ・ 医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。8施設

（2） 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

- ・ 基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO／IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
- ・ 障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
- ・ 個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。

（3） 情報バリアフリー化の推進

① デジタル・ディバイドの解消

- ・ 高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
- ・ 障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
- ・ 障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
- ・ ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

② 情報提供の充実

- ・ 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
- ・ 効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
- ・ 障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

③ 研究開発

- ・ 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。

- ・ 障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・ 視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。

(4) 欠格条項見直しに伴う環境整備

障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。

2 地域基盤の整備

(1) 生活支援

① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

② 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・ デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・ 障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・ グループホームを約30,400人分整備する。
- ・ 福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・ 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

③ 施設サービス

- ・ 通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・ 施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

(2) 生活環境

① ユニバーサルデザインによるまちづくり

地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。

② 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- ・ 新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
- ・ 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。 平成27年度までに全住宅ストックの2割
- ・ ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000m²以上のもの）の建築を推進する。 100%
- ・ ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合した施設として整備する。 100%
- ・ 窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000m²以上のもの）等の改修を実施する。 平成22年度までに100%
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。

③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

- ・ 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視

覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。

平成22年までに 100%、

　　そのうち、段差の解消につき、

　　平成17年までに、

　　鉄軌道駅については約60%、

　　バスターミナルについては約80%、

　　旅客船ターミナルについては約70%、

　　航空旅客ターミナルについては約70%

- ・ バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。

平成17年までに約20%、

平成22年までに約30%、

平成17年までに約30%、

平成27年までに 100%、

- ・ 低床化されたバス車両の導入を推進する。

平成17年までに約10%、

- ・ ノンステップバスの導入を推進する。

平成22年までに20~25%、

- ・ バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。

平成17年までに約25%、

- ・ バリアフリー化された航空機の導入を推進する。

平成17年までに約50%、

- ・ 福祉タクシーの導入を推進する。

平成17年までに約35%、

- ・ 主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。

平成19年度までに約40%、

- ・ 今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。

- ・ 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

- ・ 人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。

- ・ バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。

- ・ 移動支援バリアフリーマップを提供する。

④ 交通安全の確保

- ・ バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
- ・ 「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。

⑤ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上

- ・ 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
- ・ 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。
- ・ 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。

⑥ 生活の安全の確保

- ・ Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
- ・ 「手話交番」を推進する。
- ・ 地域における防犯ネットワークを確立する。
- ・ 自主防災組織による支援体制を整備する。
- ・ 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
- ・ 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
- ・ 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある

- 自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。
平成19年度までに 240施設
- ・ 障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。
 - ・ 防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。

3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

(1) 保健・医療

- ・ 精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
- ・ うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
- ・ 「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・ 若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・ 心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。

(2) 福祉

① 在宅サービス

- ・ 精神障害者地域生活支援センターを約 470か所整備する。
- ・ 精神障害者ホームヘルパーを約 3,300人確保する。
- ・ 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・ 精神障害者福祉ホームを約 4,000人分整備する。

② 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約 6,700人分整備する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を約 7,200人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2 (1) に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

(1) 政府開発援助における障害者に対する配慮

- ・ JICA等を通じた研修員の受け入れ等を実施する。
- ・ 草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
- ・ 日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

(2) 国際機関を通じた協力の推進

- ・ 平成16年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
- ・ 日本・エスキヤップ協力基金への拠出を実施する。
- ・ 国連障害者基金への拠出を実施する。

5 啓発・広報

(1) 共生社会に関する国民理解の向上

「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%

以上とする。

(2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

6 教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- ・ 地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・ 小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・ 盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

- ・ 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・ 大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成16年度までに設置する。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- ・ 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・ 国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成16年度までに整備する。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職場訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人に対することを目指す。

II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体等との意見交換を毎年実施するとともに計画の進ちょく状況を毎年度調査し公表する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。
- ・ 障害者に関する総合的データベースを平成16年度までに構築する。

精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向

精神保健福祉対策本部中間報
平成15年5月15日

○ 精神疾患を取り巻く状況の認識

精神疾患は、誰でも罹る可能性のある疾患であると同時に、適切な治療の継続により、その症状を相当程度安定化させ、寛解又は治癒することも可能な疾患である。近年では、うつ、ストレス疾患、痴呆等精神医療の対象となる患者は増えており、精神疾患は、より一般的な病気となっている。また、代表的な精神疾患の一つである統合失調症も、放置すれば多くの場合に症状が悪化、再発するが、一方、継続的に治療を行うことにより長期的に症状の安定を図ることが可能であることは、糖尿病等の慢性疾患と同様である。

従って、精神疾患を発症した者についても、早期に適切な対応を行うことにより、当事者は地域において社会生活を継続することが可能であり、また、症状が悪化し入院が必要な状態になっても、手厚い急性期治療を行うことにより、多くは早期の退院を見込むことができる。たとえ10年、20年を超える長期入院を余儀なくされていた場合であっても、適切な社会生活訓練等のリハビリテーションや退院支援、退院後の居住先の確保及び地域生活支援により、社会生活が可能となる場合もある。

こうした入院予防、早期退院、社会復帰の可能性の拡大は、近年の薬物治療の進歩、リハビリテーション等の治療技術の向上に負うところが大きく、精神病床においても、できるだけ早期に地域生活を可能とするようその機能を明確化し、例えば急性期集中治療、積極的リハビリテーション治療、専門治療の提供等の機能分化を図る必要がある。このことは当事者が可能な限り地域で生活できる途を広げていくことを可能とする。一方、当事者が地域において安心かつ安定した社会生活を送るためにには、地域ケア体制の整備とともに、住居を確保し、働く場を提供し、地域生活を支援する体制を整えることが不可欠である。欧米諸国においては、こうした精神医療の改革や地域の支援体制の整備を進めた結果、入院医療中心から地域生活中心へと変わってきたが、我が国においては、制度のあり方も含めてこのような流れに未だ十分対応できていない。

こうした認識に立ち、世界的趨勢を踏まえて、わが国の精神保健福祉対策の各分野について、改革に向けた具体的施策の方向を提案する。（別添1及び2）

○ 基本的方向と重点施策

社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書において示された「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向を押し進めていくために、精神障害者が可能な限り地域において生活することができるよう、必要な保健医療福祉サービスの資源を確保し、適切に配分していく必要がある。そのための重点施策として、次の事項について優先的に取り組む。

1. 普及啓発

精神疾患は誰でも罹りうる疾患であり、又、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であるが、一般にこうした認識が充分とは言えず、「精神障害者」ということを理由に偏見を持たれ、そのために社会的な差別を受けることが少なくない。精神障害者に対する無理解、誤った認識を改めるべく積極的な普及啓発活動を行うため、あらゆる機会を通じて精神疾患及び精神障害者に対する理解の促進を図るとともに、当事者参加活動の機会を増やす。

- (1) 普及啓発指針の策定
- (2) 国民の理解を深めるイベント活動、広報の実施
- (3) 当事者主体の活動の支援
- (4) 政策決定への当事者の関与の推進
- (5) 家族への啓発、家族の支援
- (6) 精神保健事業への住民の参加

医療・福祉関係者、当事者のみならず、教育関係者、経済界、マスコミ関係者等の参加を求め、広範な媒体を利用した普及活動を平成15年度より推進する。

2. 精神医療改革

ア. 精神病床の機能強化について

急性期の入院治療の充実及び専門病床の整備等を進めることにより、入院医療の質を向上させる。

- (1) 入院治療の充実を図るため、病床の機能分化のあり方を検討するとともに、人員配置基準の見直しと診療報酬上の評価のあり方を検討
- (2) アルコール、薬物等の専門病床のあり方を検討するとともに、これを整備する方策を検討
- (3) うつ、ストレス疾患、精神科的治療を要する痴呆の治療のあり方を検討
- (4) 高度な治療を要する急性期患者、重度患者等、病状に適した治療体制を検討
- (5) 長期入院患者の退院や新たな長期入院者の発生防止を図るために集中的リハビリテーションの実施体制を検討
- (6) 看護教育の充実等により看護職員の資質の向上を図るとともに、チーム医療を推進

イ. 地域ケアの充実について

地域生活への移行及び地域生活を支える地域ケアを行う体制整備を進める。また、緊急時に24時間対応できる救急体制を整える。この際、身近な地域で適切な精神科医療が受けられるよう精神科診療所も活用する。さらに、地域ケアの充実を図るために、診療報酬上の評価のあり方についても検討する。

- (1) 地域医療及び各種生活支援を含めた包括的地域生活支援プログラム（ACT事業）のモデル事業の実施を検討
- (2) 精神科救急医療体制の全国的整備
- (3) 精神科訪問看護の充実

ウ. 精神病床数について

近年精神病床入院患者は自然減しているが、さらに急性期治療の充実による入院期間短縮、退院促進、地域ケアの充実による入院の予防等を進めることにより、入院患者の減少が促進されることとなる。精神病床の機能強化を推進し、より良い精神医療の確保のため、人員配置の見直しを含めて病床数の減少を促す。

- (1) 医療計画の見直しに反映させるため、病床のあり方を検討
- (2) 病床機能及び病床数見直しに向けた医療機関によるアクション・プログラムの作成、実行を促進する助成措置や診療報酬による対応の検討

3. 地域生活の支援

ア. 住居について

地域における居住先の確保を支援する。

- (1) 公営住宅、民間住宅における精神障害者の入居支援策の検討
- (2) グループホーム及び福祉ホーム等の充実の検討
 - ・新障害者プランの着実な実行を図り、必要に応じ見直しも検討
 - ・付加的サービスの提供を含めた質の向上
- (3) 居宅生活を支援するホームヘルプサービス等の充実の検討

イ. 雇用について

精神障害者の雇用支援を進めるとともに、雇用の機会を増やしていく。

- (1) 採用後精神障害者、短時間労働精神障害者も含めた納付金制度に基づく助成金の効果的な活用
- (2) 障害者就業・生活支援センターによる相談支援機能の充実
- (3) 障害者雇用促進法における雇用率の検討

ウ. 気軽な相談機関や仲間・生き甲斐づくりについて

地域の相談支援機関の充実及び当事者同士の相談活動等を通じた支えあいの場を設ける。

- (1) 地域生活支援センターにおいて個々の精神障害者のための各種地域支援サービスプログラムの提供等の機能充実を検討
- (2) ピアサポート（当事者自身による相談活動）、クラブハウス等の当事者活動や作業所活動等の支援

上記の住居、雇用等地域における生活の場の確保、地域ケア、在宅福祉サービス、相談事業等地域生活を支える多様なプログラムを、個々の当事者の意向を踏まえつつ総合的に調整する仕組みを検討。

なお、平成15年度からは「退院促進支援事業」（地域生活支援センターを拠点とし、個々の入院患者の地域生活移行に必要な各種サービスプログラムを作成）を実施することとしている。

4. 「受け入れ条件が整えば退院可能」な7万2千人の対策

上記各施策の推進と併せ、「受け入れ条件が整えば退院可能」な者の早期退院、社会復帰の実現を図る。このため、「退院促進支援事業」の全国への拡充を検討する。退院後の受け皿については、新障害者プランを着実に実施し、グループホーム、福祉ホーム、生活訓練施設を確保するとともに、在宅生活者についてはホームヘルプサービス等の充実による支援を行う。これにより入院患者の減少が促進されることにあわせ、精神病床の機能強化を推進し、より良い精神医療の確保のため、人員配置の見直しを含めて病床数の減少を促す。なお、これらについては、現在実施中の精神障害者ニーズ調査の結果及び今後の退院の状況を踏まえて必要に応じ見直しも検討する。精神病床の機能分化と地域精神医療及び福祉の確保、病院と地域との中間的な機能を有する社会復帰施設の体系的整備の検討など、社会復帰促進策を計画的に進めることとする。

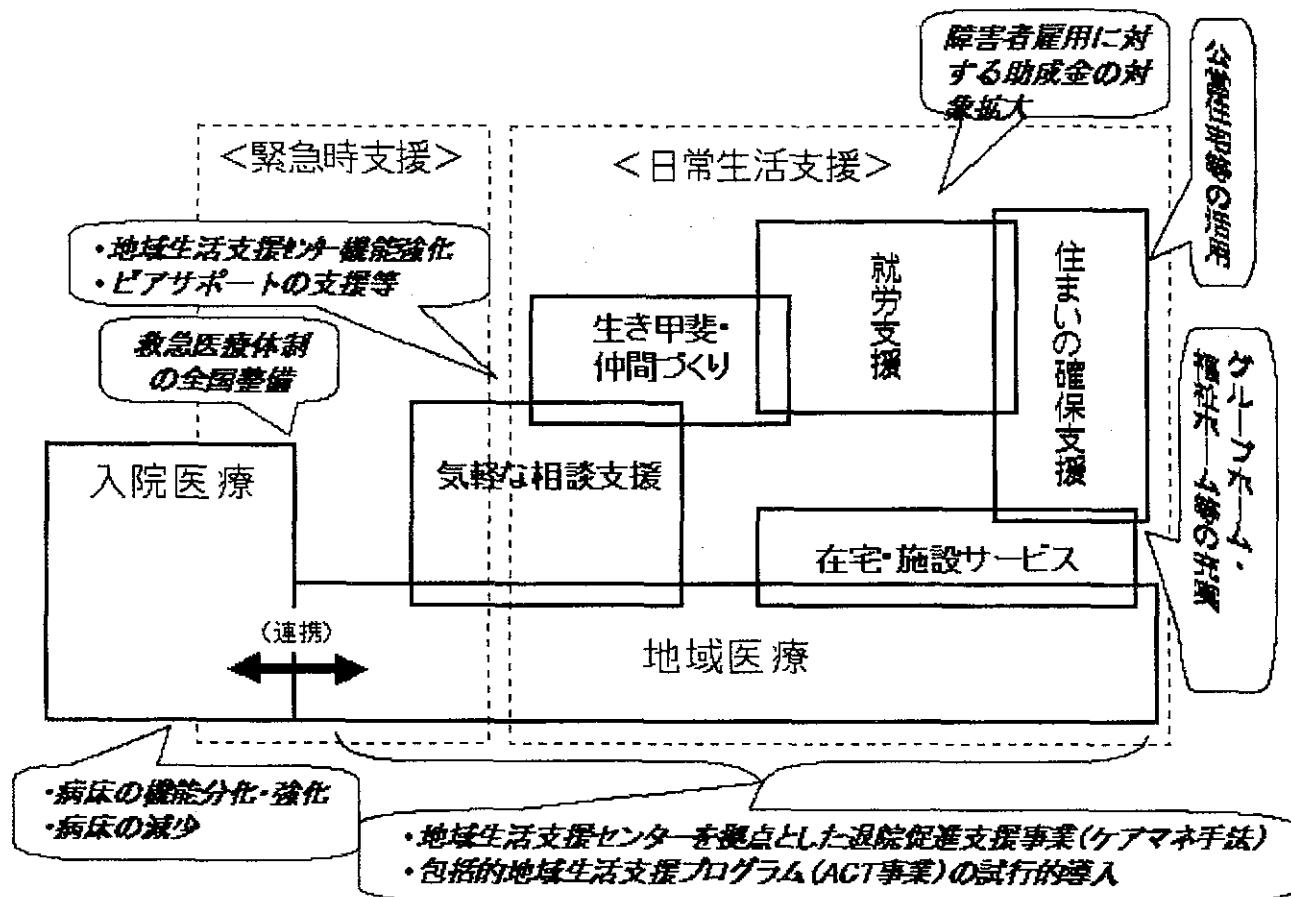
5. 具体的検討の進め方について 平成15年度より以下の検討会を開催し、それぞれの課題に対応する。（別添3）

- ・ 普及啓発に関しては、普及啓発指針検討会（仮称）において指針策定
- ・ 病床の機能分化及び病床数の見直し等精神医療の改革については、精神病床等検討会（仮称）において検討
- ・ 地域ケアの充実、社会復帰施設の体系的整備、グループホーム等の充実、地域生活支援センターの機能等に関しては、在宅福祉・地域ケア体制等検討会（仮称）において検討

別添

1

当事者を支える各種対策



現 在

精神疾患
入院33万人

入院

5年未満
社会的
入院者

入院を中心とした現状

- 精神障害者が可能な限り制限の少ない環境で治療と生活を行えるよう、地域のケア体制と住居プログラムを充実。
- 精神疾患は質の高い専門医療により、長期入院、患者は急性期症状の改善時は、速やかに地域へ移行。

将来の姿

通院 170万人

在宅

地域

病院・診療所
・訪問看護

地域生活支援C

ホームヘルプ等

社会復帰施設
グルーバーホーム

医療院・市町村

病院・診療所・訪問看護
地域ケアの主要な拠点

- 精神疾患が緩和すれば退院が可能となる者の届け出の段階
- 併存する要介入条件が緩和すれば退院を予防。

地域ケア、専
機介入により
入院を予防

機能分化後の
精神病床

精神と地域の連
携で退院支援

在宅

入院

退院

*疾患は進るが、人員を適切に保
持強化
*早い医療で早期退院
*専門的専門医療を実施
*一部、退院のため積極的努力
が必要な者に対応

社会復帰施設

ホームヘルプ等

地域生活支援C

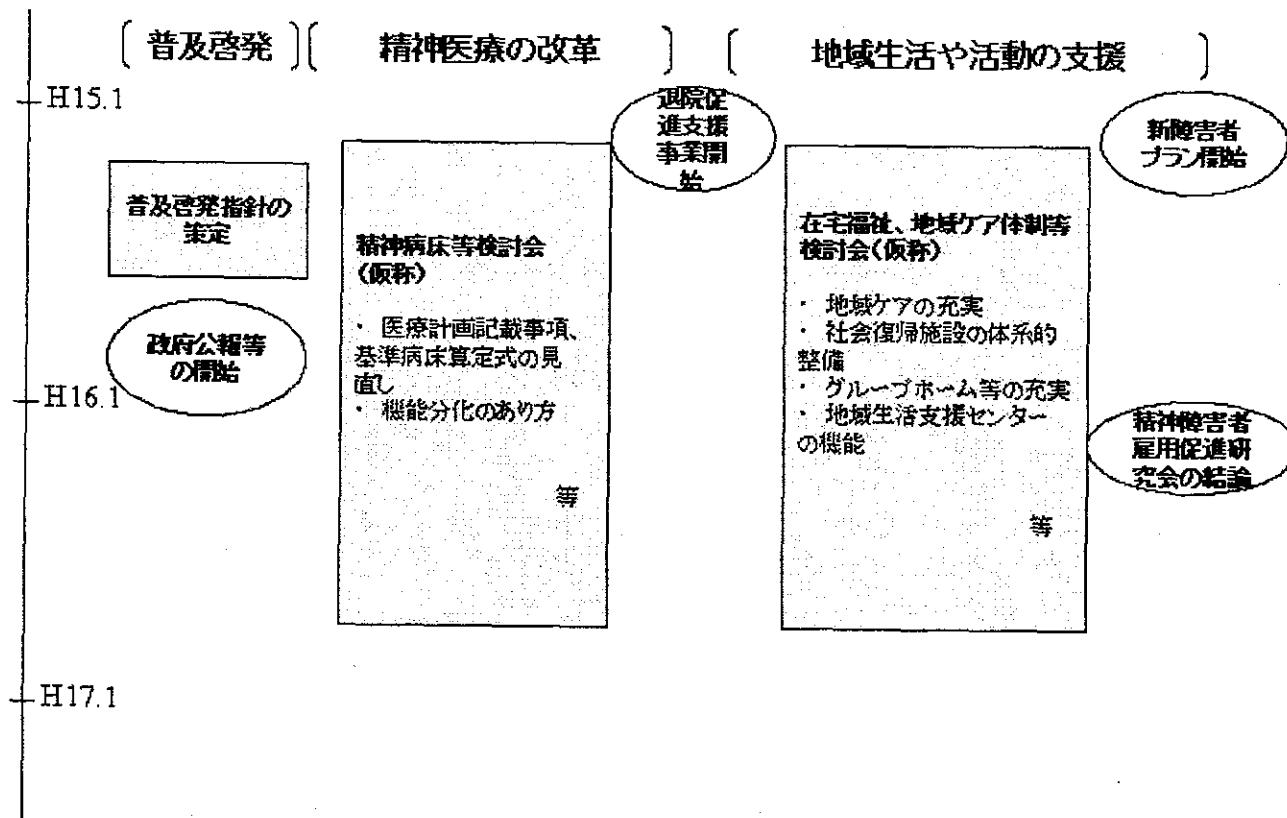
病院・診療所・訪問看護
地域ケアの主要な拠点

保健所・市町村

別添

3

精神保健福祉の改革の段取り



①全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生労働省障害保健福祉部／平成15年1月21日）

精神障害者社会復帰施設については、平成14年度までの障害者プランに数値目標を盛り込み、計画的な推進を図ってきたところであるが、平成15年度からは、平成14年12月に策定された障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）により整備の推進を図ることとしたところであり、特に、精神病床入院者約33万人のうち「条件が整えば退院可能な者」約7万2千人の退院・社会復帰を早期に進めていくことを重要な課題として策定されたところである。

なお、精神障害者社会復帰施設の整備に当たっては、未設置の障害保健福祉圏域を優先することとしているので、各都道府県・指定都市におかれでは、精神障害者社会復帰施設の計画的かつ積極的な整備の推進をお願いしたい。

②障害保健福祉主管課長会議資料（厚生労働省障害保健福祉部／平成15年3月5日）

精神障害者社会復帰施設については、平成14年度までの障害者プランに数値目標を盛り込み、計画的な推進を図ってきたところであるが、平成15年度からは、平成14年12月に策定された新しい障害者プランにより整備を推進することとしている。特に重要な課題として、精神病床入院者約33万人のうち「条件が整えば退院可能な者」約7万2千人の退院・社会復帰を早期に進め、重点的に実施することとしている。

また、地域生活を支援していくため、ホームヘルプ等の在宅サービスの充実のほか、地域生活支援センター、生活訓練施設（援護寮）及び通所授産施設の整備など精神障害者の地域生活を支える機関的な事業について、より一層の拡充を図ることとしている。

なお、精神障害者社会復帰施設の整備に当たっては、未設置の障害保健福祉圏域を優先することとしているので、各都道府県・指定都市においては、精神障害者社会復帰施設の計画的かつ積極的な整備の推進をお願いしたい。

③厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知（障精発第0131001号）

3 その他留意事項

- (1) 障害者保健福祉圏域毎の社会復帰施設整備状況の把握及び補助採択方針
(略)

また、社会復帰施設（小規模作業所から小規模通所授産施設への移行に伴う整備事業を除く。）の新規整備に当たっては、各施設において未設置の障害保健福祉圏域に整備するものを優先して採択するものとし、当面、障害保健福祉圏域に複数設置するものについては、地域格差に配慮の上、整備計画を策定すること。

【各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長宛「保健衛生施設・設備整備費国庫補助金に係る平成15年度保健衛生施設等整備計画書等の提出について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長（障精発第0131001号、平成15年1月31日）】

【資料4】平成15年度保健衛生施設等施設整備費実施計画（内示状況）…厚生労働省資料より作成

都道府県	事業名	第1次(4月4日)		第2次(5月23日)		第3次(7月7日)	
		件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)	件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)	件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)
北海道	生活訓練施設	1	36,986	—	—	—	—
	福祉ホーム	1	20,109	—	—	—	—
	通所授産施設	2	55,961	—	—	—	—
	短期入所生活介護等施設	1	1,356	—	—	—	—
札幌市	地域生活支援センター	—	—	1	13,737	—	—
	福祉ホームB型	—	—	1	44,105	—	—
青森県		—	—	—	—	—	—
宮城県		—	—	—	—	—	—
仙台市		—	—	—	—	—	—
岩手県	小規模通所授産施設	—	—	1	12,000	—	—
秋田県		—	—	—	—	—	—
山形県	福祉ホームB型	—	—	1	38,002	—	—
福島県		—	—	—	—	—	—
茨城県		—	—	—	—	—	—
栃木県		—	—	—	—	—	—
群馬県		—	—	—	—	—	—
埼玉県		—	—	—	—	—	—
さいたま市							
千葉県	福祉ホームB型	1	22,664	—	—	—	—
	通所授産施設	1	14,824	—	—	—	—
	地域生活支援センター	1	10,554	—	—	—	—
千葉市	生活訓練施設	—	—	1	32,336	—	—
東京都		—	—	—	—	—	—
神奈川県		—	—	—	—	—	—
横浜市	生活訓練施設	—	—	1	45,837	—	—
	短期入所生活介護等施設	—	—	1	2,946	—	—
川崎市		—	—	—	—	—	—
新潟県		—	—	—	—	—	—
富山県		—	—	—	—	—	—
石川県	福祉ホームB型	—	—	1	52,772	—	—
	地域交流スペース	—	—	1	25,000	—	—
福井県	生活訓練施設	—	—	—	—	1	25,064
	短期入所生活介護等施設	—	—	—	—	1	1,662
山梨県		—	—	—	—	—	—
長野県		—	—	—	—	—	—
岐阜県		—	—	—	—	—	—
静岡県		—	—	—	—	—	—
愛知県	生活訓練施設	1	15,964	—	—	—	—
	通所授産施設	1	23,223	—	—	—	—
	短期入所生活介護等施設	1	1,011	—	—	—	—
	地域生活支援センター	2	21,462	—	—	—	—
名古屋市		—	—	—	—	—	—
三重県	生活訓練施設	—	—	1	9,466	—	—
	短期入所生活介護等施設	—	—	1	706	—	—
	通所授産施設	—	—	1	10,228	—	—
	福祉ホームB型	—	—	1	15,545	—	—

都道府県	事業名	第1次(4月4日)		第2次(5月23日)		第3次(7月7日)	
		件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)	件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)	件数 (件)	国庫補助額 予定額(千円)
	地域生活支援センター	—	—	2	12,357	—	—
滋賀県		—	—	—	—	—	—
京都府		—	—	—	—	—	—
京都市	地域生活支援センター	—	—	1	12,048	—	—
大阪府	地域生活支援センター	—	—	1	21,626	—	—
大阪市		—	—	—	—	—	—
兵庫県		—	—	—	—	—	—
神戸市	福祉ホームB型	1	32,375	—	—	—	—
奈良県		—	—	—	—	—	—
和歌山県	通所授産施設	—	—	—	—	1	28,754
鳥取県		—	—	—	—	—	—
島根県	小規模通所授産施設	—	—	2	24,000	—	—
	地域生活支援センター	—	—	1	14,472	—	—
岡山県		—	—	—	—	—	—
広島県		—	—	—	—	—	—
広島市	通所授産施設	1	20,127	—	—	—	—
山口県	地域生活支援センター	—	—	1	18,235	—	—
徳島県	通所授産施設	—	—	1	26,352	—	—
香川県	小規模通所授産施設	—	—	1	10,704	—	—
	福祉ホームB型	—	—	1	36,554	—	—
	地域生活支援センター	—	—	1	15,622	—	—
愛媛県		—	—	—	—	—	—
高知県		—	—	—	—	—	—
福岡県		—	—	—	—	—	—
福岡市		—	—	—	—	—	—
北九州市	通所授産施設	1	23,577	—	—	—	—
佐賀県	生活訓練施設	—	—	1	24,990	—	—
	短期入所生活介護等施設	—	—	1	841	—	—
	福祉ホームB型	—	—	1	38,576	—	—
	地域交流スペース	—	—	1	25,000	—	—
長崎県		—	—	—	—	—	—
熊本県		—	—	—	—	—	—
大分県	福祉ホームB型	—	—	1	38,560	—	—
宮崎県		—	—	—	—	—	—
鹿児島県	生活訓練施設	—	—	1	21,457	—	—
	短期入所生活介護等施設			1	632	—	—
沖縄県		—	—	—	—	—	—
計		16	300,193	32	644,706	3	55,480
種別計	生活訓練施設	2	52,950	5	134,086	1	25,064
	福祉ホーム	1	20,109	—	—	—	—
	福祉ホームB型	2	55,039	7	264,114	—	—
	通所授産施設	6	137,712	2	36,580	1	28,754
	小規模通所授産施設	—	—	4	46,704	—	—
	短期入所生活介護等施設	2	2,367	4	5,125	1	1,662
	地域生活支援センター	3	32,016	8	108,097	—	—
	地域交流スペース	—	—	2	50,000	—	—

すべての施設の復活採択を求めて

主催：7.22 緊急集会実行委員会

《事務局》

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-11-4 TSKビル7F-B 日本精神保健福祉士協会事務局 気付
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

●構成団体●

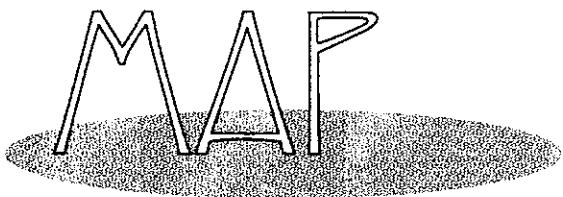
(福)全国精神障害者社会復帰施設協会 東京都文京区湯島3-16-13 東京ユニオンビル4F401
TEL. 03-5812-0830 FAX. 03-5812-0831

(財)全国精神障害者家族会連合会 東京都台東区下谷1-4-5
TEL. 03-3845-5084 FAX. 03-3845-5974

(NPO)全国精神障害者地域生活支援協議会 東京都新宿区新宿1-17-11 G B 6F
TEL. 03-5312-1950 FAX. 03-5312-1951

日本精神保健福祉士協会 東京都新宿区新宿1-11-4 TSKビル7F-B
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

きょうされん 東京都中野区中央5-41-18-5F
TEL. 03-5385-2223 FAX. 03-5385-2299



砂防会館から、

- 議員会館へは、徒歩
- 厚生労働省へは、地下鉄丸の内線《赤坂見附⇒霞ヶ関》(2駅4分・160円)を利用します。



議員会館

(北から)

- 参議院議員会館
- 衆議院第二議員会館
- 衆議院第一議員会館

厚生労働省

※ 日比谷公園側でアピールを行います。